平成 30 年 9 月 22 日（土）

司法書士による
「『家賃・敷金トラブル』無料相談会」
を開催します

長野県司法書士会
会長　室賀真喜男

長野県司法書士会は、平成３０年９月２２日（土）、司法書士による「『家賃・敷金トラブル』無料相談会」を、下記の要領で実施します。

◆日　　時：平成３０年９月２２日（土）午前10時～午後４時
◆相談方法：下記会場における面談相談（来所相談）ならびに電話相談
　　１．面談相談（要予約）
　　【相談会場】長野県司法書士会館２階（長野市妻科３９９番地）
　　【予約電話】０２６－２３２－７４９２　＊予約受付時間：平日午前１０時～午後４時
　　（予約なしでも可能な限り対応しますが予約が優先です）
　　２．電話相談
　　【電話番号】０１２０－４４８－７８８（フリーダイヤル）
◆相 談 料：面談相談及び電話相談ともに無料です
◆相 談 例：賃貸アパートの退去時、敷金が返還されないばかりか高額な原状回復費用を請求された
　　家賃を１回滞納したとして立ち退きを要求されている
　　アパートを退出する時、借主はどこまで直す義務があるのか？
　　賃料を値上げされたが、その金額に納得がいかない
　　入居者が家賃を払ってくれない。回収するにはどうしたらいいのか
◆対　　象：貸主側の相談、借主側の相談ともにお受けします。
◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：０２６－２３２－７４９２）

アパートやマンションの賃貸借契約を結ぶことは、進学や就職、あるいは転勤、転居等に伴い、多くの方が経験する身近な法律行為です。ところが、この賃貸借契約をめぐり、貸主と借主の間にしばしばトラブルが発生しています。特に多いのが、原状回復や敷金返還など退去に伴うものです。

そして紛争の原因として、敷金や原状回復義務を法的にどう捉えればよいか、当事者が理解していないことが考えられます。

借主に起こる問題としては、貸主に請求されるままに原状回復費用を払ってしまった、退去して敷金が戻ってこないことに疑問を持っているが貸主に苦情を言えないなどのケースがあります。

一方で貸主にとっては、契約通りに家賃を払ってもらえないことが切実な問題となっています。

こうしたトラブルの対処方法として、当事者間の話し合いで解決ができれば理想的です。しかし独力で交渉や判断を行うのが難しかったり、問題がすでにこじれているなどの場合は、専門家に相談しながら少額訴訟や民事調停制度の利用を検討するのも有益です。

そこで、今般、賃貸住宅の家賃や敷金等のトラブルでお困りの方々のご相談にお応えすべく、標記相談会を開催することといたしました。家賃・敷金のことで悩みや疑問をもっている、貸主・借主との関係に苦慮している、現状で退去を求められている等々、差し迫った問題を抱えている方々に法的支援の機会が提供されますよう、標記相談会の開催につきまして、広く市民に周知していただくことをお願い申し上げます。

＊　＊　＊

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、140 万円以下の金銭請求等の場合には、裁判上および裁判外において代理人となることができます。また、地方裁判所においては、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「身近なくらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
長野県司法書士会広報担当理事　小林竜朗（TEL：0268-22-8110　FAX：0268-22-8420）